

食肉等の生食用としての提供に関する監視指導結果

A. 鶏肉を取り扱う施設（消費者に直接販売・提供する施設）

1. 立入りを行った施設数

※情報提供（通知文、パンフレット配布等）のみの施設も計上します。

585 施設

2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）

※情報提供（通知文、パンフレット配布等）のみの施設は計上しません。

52 施設

B. 鶏肉以外の食肉を取り扱う施設（消費者に直接販売・提供する施設）

1. 立入りを行った施設数

※情報提供（通知文、パンフレット配布等）のみの施設も計上します。

862 施設

2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数（実数）

※情報提供（通知文、パンフレット配布等）のみの施設は計上しません。

171 施設